

# サウジアラビアにおける商業代理店登録への影響

2015年6月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae

كلود و كو  
CLYDE & CO

2015年3月22日、サウジアラビア王国商工業省(MoCI)は、サウジ国内の商業代理店あるいは販売店契約を結ぶすべての会社および企業に対し、それら契約の代理店および販売店(サウジ代理店)の登録を率先してMoCIに行うよう呼びかけました。

MoCIはこの宣言で、ヒジュラ暦1436年6月1日(西暦2015年3月22日)から6カ月の猶予期間内に登録義務を果たさない者には、ヒジュラ暦1389年6月11日(西暦1969年8月25日)の勅令M/5号によって制定された商業代理店法とその施行規則が定める罰則が適用されることを明らかにしています。

代理店法は、サウジ代理店と契約を結ぶ外国企業との関係を規定する包括的な法律です。代理店法第3条と施行規則第6条が定めるとおり、サウジ代理店および販売店は締結したすべての契約を商工業省が管理する商業代理店登記簿に登録する必要があります。ただし、登録を怠ったとしても、その契約自体が失効したり、それによって外国企業が損害を被ったりすることはありません。

代理店および販売店登録への登録申請期限は、代理店契約の開始日から3カ月間です。代理店法は、サウジ代理店の任命が独占的であることを必要条件として定めていません。代理店法は、同法の特定規則の違反に対し、5,000～5万サウジアラビア・リアルの罰金、商業代理店契約あるいは販売店契約の登録破棄、外国人社員の国外追放、サウジでの商業活動の禁止などの行政措置を含む罰則を定めています。また、これら罰則が、被害者側の損害賠償を求める法手続きを妨げるものではないことも明確にしています。

さらにMoCIは、既に登録済みのサウジ代理店に対しても、猶予期間内に、期限切れの代理店契約や販売店契約を更新するよう呼びかけました。期限切れの代理店契約または販売店契約を更新するためには、サウジ代理店は、規制当局の承認済みの委任状原本と、サウジの認可翻訳会社による委任状のアラビア語翻訳を提出することにより、外国企業の代理店契約あるいは販売店契約の更新と効力を明確に示す必要があります。猶予期間中に期限切れの代理店契約あるいは販売店契約の更新を怠った場合、MoCIによる行政措置として、その代理店契約あるいは販売店契約の登録が破棄されます。

MoCIは、この宣言ですべてのサウジ代理店は代理店法および施行規則のすべての規定に従う義務があることも改めて明確にしました。例えば、以下のような規定が含まれます。

- ・消費者に必要なメンテナンス・サービスやスペア部品を提供する。
- ・商品および材料の品質を保証し、それらがGCC基準を満たすことを確実にする。

## まとめ

商業代理店契約あるいは販売店契約を結ぶサウジ代理店は、猶予期間中に、それら契約を MoCI の商業代理店および販売店登録に登録せねばなりません。また、既に登録済みの商業代理店契約あるいは販売店契約は、期限切れの契約を更新しなければなりません。この呼びかけにより、サウジの消費者にサウジ代理店を介して商品の販売やサービスの提供を行う外国企業がどのような影響を受けるのか、現段階で完全に判断することはできません。サウジ代理店を介してサウジの消費者に商品の販売やサービスの提供を望む外国企業は、MoCI の新たな政策を慎重に検証し、対応する必要があります。

### **Key contacts**

**Takamasa Makita**, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

**Abdulaziz Al-bosaily**, Partner

abdulaziz.albosaily@clydeco.com

**Saud Alarifi**, Senior Associate

saud.alarifi@clydeco.com

Clyde & Co\* accepts no liability for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this document. The content of this document does not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Advice should be taken about your specific circumstances. No part of this summary may be used, reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

\*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC and Clyde & Co LLP Lawyers & Legal Consultants Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority.

© Clyde & Co LLP 2015